

議事録

会議の名称	令和元年度 第2回 西東京市総合教育会議
開催日時	令和元年10月18日 午前10時00分から午前11時40分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎4階 議会棟第1・2委員会室
出席者	丸山市長、木村教育長、米森教育長職務代理者、高橋教育委員会委員、後藤教育委員会委員、山田教育委員会委員、服部教育委員会委員 (事務局) 池澤副市長、飯島企画部長、栗田企画政策課長、神保企画政策課企画政策担当主査、水谷企画政策課企画政策担当主事、古厩子育て支援部長、清水子育て支援課長、岡田子育て支援部主幹、原島児童青少年課長、八矢子ども家庭支援センター長、青柳ささえあい・健康づくり担当部長、五十嵐健康課長、渡部教育部長、飯島教育部特命担当部長、森谷教育企画課長、和田教育部主幹、工藤教育企画課課長補佐、大谷学校運営課長、名古屋教育部主幹、内田教育指導課長、宮本統括指導主事、宮崎教育支援課長、掛谷社会教育課長、高田公民館長、中川図書館長 (傍聴人) 0人
議題	1 令和元年度の取組について 2 西東京市子ども条例に基づく取組について 3 その他
会議資料の名称	資料1 令和元年度 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(中間報告)(教育指導課) 資料2 虐待の対策(子ども家庭支援センター) 資料3 切れ目のない支援の充実(子ども家庭支援センター) 資料4 サマー子ども教室・児童館ランチタイムの実績報告について(児童青少年課) 資料5 令和元年度 夏休み中に実施した公民館事業(小・中学生及び保護者対象)(公民館) 資料6 図書館での幼児・児童・青少年事業(図書館) 資料7 時代の変化に対応した学習環境等の整備(学校施設の適正規模・適正配置)◎今後の検討に必要な情報と進め方について(教育企画課) 資料8 時代の変化に対応した学習環境等の整備(学校施設の適正規模・適正配置)(教育企画課) 資料9 令和2年度 小中一貫教育はじまります(リーフレット)(教育指導課) 資料10 西東京市子ども条例に基づく取組について(報告)(子育て支援課) 資料11 子ども条例関連スケジュール【2019年度(令和元年度)】(子育て支援課)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

○発言者名：
発言内容

<開会>

○市長：
ただいまから、令和元年度第2回西東京市総合教育会議を開会します。
本日の議題は、「令和元年度の取組について」、「西東京市子ども条例に基づく取組について」、「その他」となります。

○市長：
本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：
総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議でございます。

さて、本日は、今年度第2回目の会議となっております。今年の5月に実施した第1回の会議におきましては、今年度の教育に関する重点施策として、「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」、「時代の変化に対応した学習環境等の整備」の4つを定めました。

また、それぞれの重点施策に基づく市長部局及び教育委員会の今年度の取組について報告をさせていただいたところでございます。

本日は、今年度の取組の中間報告を受け、それぞれの取組についての意見交換と、西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組について報告を行いたいと考えております。

議題1 令和元年度の取組について

○市長：
それでは、議題1「令和元年度の取組について」に入ります。
各担当課より、重点施策に基づく今年度の取組について報告をお願いします。
まずは、「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

令和元年度 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について（中間報告）
（教育指導課）<資料1>

虐待の対策（子ども家庭支援センター）（子ども家庭支援センター）<資料2>

○山田教育委員会委員：
資料1について、これまで各種の取組をしているにも関わらず、いじめや児童虐待の件数が減っていない現状を見るに、新たな取組をしていく必要があると思います。

例えば、いじめについては、京都大学の先生による、WYSHプロジェクトと呼ばれる授

業により、いじめを減らすことが可能というようなことが言われているようです。

また、虐待については、アメリカでは、早期発見よりも予防に力を入れた方が、効果も高く、経済的にも効率が良いというようなことが言われているようです。

そういうことを考えたときに、今後、予防の観点から取り組むなど、何か新しいやり方をしていかなないと、事後的な対応となって、根本的な対策にならないような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○宮本統括指導主事：

いじめ問題の対応については、ご指摘の通り、早期発見・解決に力を入れてまいりましたが、予防の観点も当然必要と考えております。いじめの予防・防止に関しては、人権教育など様々な視点が必要になることから、どのようなことができるのか、専門家の皆様のご意見をいただく場として、いじめ問題対策委員会を設けております。今後の方向性については、専門家の意見もいただきながら検討していく必要があると考えております。

○八矢子ども家庭支援センター長：

現在、要保護児童対策地域協議会の関係機関において、しつけの講座を行っております。今後、東京都が作成した、体罰によらないしつけ講座のリーフレットを活用し、関係機関にご協力いただきながら、従前の講座の強化をしたいと思っております。

○山田教育委員会委員：

アメリカでの虐待の予防の取組では、アクティブにリスクの高い家庭に早期に介入していくようです。保護者の方と話し合いながら進めていくことから、非常に費用もかかるようなのですが、長い目で見れば、非常に効果があると言われていたようです。

アメリカと日本、本市固有の状況などの違いがあると思いますが、予防の観点での対応が効果的なのであれば、検討する価値はあるのではないかと思います。

○服部教育委員会委員：

予防という意味では、子どもが言語を話す0歳から2歳のあいだの親としての関わりが重要だと痛感しております。親が子を心底かわいいと思い、子も親を信頼するという、親子関係の構築が、スマートフォンなどの様々な機器により阻害されているという危機感を持っています。

乳幼児期に親子関係が分断された子は、数年後には小学生になるので、今の児童・生徒への対応とあわせて、将来を見据えて取り組むといいのではないかと思います。

○米森教育長職務代理者：

資料2の虐待相談や養護相談件数について、乳幼児期や学齢期など、子の年齢を加味するとどのような傾向がありますか。

また、養護相談について、児童相談所との役割分担や違いはありますか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

子の年齢を加味した傾向については、表には載っていませんが、内訳としては0歳児が非常に多い傾向がございます。0歳児が全体の1割以上を占め、3歳、6歳という節目の年に多くなっております。

0歳児の場合、保護者が不安や迷いを感じながら、しつけの仕方を探っているなかで、不適切な養育に至ってしまったという事例が大変多く見られます。また年齢が上がるごとに、本格的な虐待が始まってくるような傾向を感じております。

保護者は、当初は迷いながらしつけを行うなかで、徐々に適切なしつけを身に付けていく必要がありますが、そのまま、自分なりの虐待の方法によるしつけに至ってしまい、虐待が発生しているように感じております。未就学のうちから体罰によらないしつけの方法を具体的に保護者に伝えていくことが重要ではないかと感じております。

また児童相談所との役割分担については、やはり権限を持った児童相談所が重篤な案件に対応するということでは、まずは子ども家庭支援センターが地域の力を活用した対応を行いつつ、調査を行った中で、児童相談所での対応が必要となった場合に、措置要請として担当の移管を依頼しております。

子ども家庭支援センターは、地域の力をうまく活用しながら、早期の予防対策をするというところが大きな役割かと思っておりますので、要保護児童対策地域協議会など関係機関に協力をいただきながら、いかに予防対策を充実させるかが今後の課題と思っております。

○後藤教育委員会委員：

いじめ問題については、様々な関係機関と連携して対応していることと思っております。特に、家庭との連携は欠かせないものと思っております。

いじめを受けている我が子に、保護者はどのような言葉をかけたらよいのか、あるいは、我が子がいじめをしている場合に、どのように指導したらよいのかなど、保護者への支援・指導として、保護者に各関係機関や学校から一つの例示として、事例ごとの対応策を示せばいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○宮本統括指導主事：

学校は、加害児童・生徒への指導、被害児童・生徒が安心して学校で過ごせるよう配慮することに目がいきがちで、家庭や加害児童・生徒へのアプローチは、これまであまり力を入れていませんでしたが、重要と思っておりますので、ご指摘の内容も、いじめ問題対策委員会で検討する必要があると思っております。

現状では、保護者に事実を伝えるということは徹底しているところですが、さらにもう一歩踏み込んだアプローチには至っていませんので、今後の課題として考えていきたいと思っております。

○高橋教育委員会委員：

資料2の虐待相談のうち、心理的虐待について、先ほど、きょうだい間のDVも含まれるという説明がありましたが、具体的にはどのようなケースが該当するのですか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

心理的虐待の具体例として、例えば、直接的に虐待をうけた子を身体的虐待、それを目の当たりにした、きょうだいについては、心が傷ついてしまったとして心理的虐待に計上しております。

このように心理的虐待以外の三種類の影響によって心理的虐待が増加したことと、DV対策の強化として警察の介入が進んだことにより、全国的な傾向としても虐待相談件数は増加をしております。

○市長：

次に、「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

切れ目のない支援の充実（子ども家庭支援センター）＜資料3＞

○市長：

「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森教育長職務代理者：

「居住実態の把握が出来ない児童に関する調査」の調査過程で、住民登録はあるが、市が行政サービスを行うなかで姿が見えない子どもなど、虐待のリスクがある事例が見つかったこともあるのでしょうか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

今年度は、訪問により居住実態を把握しなければいけない事例はありませんでしたが、過去に、保護者の話から居住実態は把握できるものの、児童本人に会えないことがあり、市が保護者への支援を検討し、保護者と向き合うことにより、児童本人の確認ができた例もあります。

○米森教育長職務代理者：

その事例のように、調査過程で発見し、適切に対応することが大事だと思います。

○山田教育委員会委員：

日本に居住していて、学校に行っていない外国籍の未就学児が多いことが、問題になっていると聞きます。本市には、そのような方がどの程度いて、どのような支援をしているのでしょうか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

「居住実態の把握が出来ない児童に関する調査」では、毎年1、2人の未就学児について、入国管理局に調査依頼をしています。日本にいたことが分かった時点で居住実態を確認しますが、海外に出国していることが分かった時点で確認は終了となります。確かに外国人の児童・保護者の生活実態が今一つ見えない部分はございます。

○飯島企画部長：

住民登録がある0歳から4歳の外国人住民は、平成31年3月末時点で175人となっています。

住民登録があれば、日本人住民と同様に、行政サービスを受けられる状況にあるので、「居住実態の把握が出来ない児童に関する調査」により把握が可能です。

ただ、住民登録がなく居住されている外国人住民は、把握は不可能となっています。

○山田教育委員会委員：

住民登録をしていなければ把握する術がないが、住民登録をしていれば、その全員が教育を受けているか把握が可能ということですね。

○高橋教育委員会委員：

母国語しか話せないまま日本に来て、西東京市の学校に通っている外国籍の児童・生徒にむけて、週1回程度の日本語の指導をしています。それではなかなか習得が追いつかない状況で、現場の先生も苦労されていると聞きます。

外国籍の児童・生徒にむけた日本語を含めた学校教育はどのようになっていますか。

○内田教育指導課長：

外国籍の児童・生徒にむけて、まず週1回程度の日本語適応指導を行います。指導は、60時間から70時間というように、一定の時間を決めて行っており、その時間を越えた部分は、教育委員会が連携しています、多文化共生センターの日本語教室に参加するようご案内しています。日本語教室は、一定の時間をもって終わるものではないので、継続した支援となっています。

さらに多文化共生センターでは、外国籍のコミュニティーへ繋げるなどの支援もしていると聞いていますので、教育委員会としても、多文化共生センターと連携し、外国籍の児童・生徒、保護者への支援が行き届くよう、引き続き丁寧にご案内していきます。

○市長：

次に、「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

サマー子ども教室・児童館ランチタイムの実績報告について（児童青少年課）＜資料4＞

令和元年度 夏休み中に実施した公民館事業（小・中学生及び保護者対象）（公民館）
＜資料5＞

図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）＜資料6＞

○市長：

「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○山田教育委員会委員：

サマー子供教室の定員が122人のところに211人から応募があつて、行けなかった子供が90人近くいますが、その子どもたちへの居場所の提供については、どのようにお考えですか。

また、児童館ランチタイムについては、お弁当を持って集まるとのことで、食中毒対策は何かされていますか。

○原島児童青少年課長：

抽選に漏れてしまった子どもの対応につきましては、今後検討してまいります。食中毒の対策については、職員室等の冷房が効いている部屋にお弁当をまとめて管理することで、対策をしております。

○山田教育委員会委員：

食中毒に関して、保護者へ調理時の注意等の啓発をされていますか。

○原島児童青少年課長：

保冷剤を使用するようPRをしております。

○服部教育委員会委員：

サマー子ども教室について、この実施主体は施設開放運営協議会とあるのですが、放課後子供教室と同じ方が実施されているのでしょうか。また、今後どのように募集をされていくのか教えてください。

○原島児童青少年課長：

サマー子ども教室と学校施設開放運営協議会との連携ということで、どちらも担って頂いております。

○服部教育委員会委員：

一部の限りある人材で動いているという実態もあると思いますので、ニーズが高い以上、何らかの市としての対応も考えて頂きたいと思います。

また、公民館が大人のものであったのが子供たちの場所になりつつあるというのは、素晴らしいことだと思います。こういう場で子供たちが自ら発信して企画するような形をとって頂けると、より学校との連携も進みますし、より子供たちの実態にふさわしい魅力的な行事が組めるのではないかと思いますので、どのようにお考えでしょうか。

○高田公民館長：

「あつまれ！みんなけいおん講座」は、中高校生が自ら集まって、以降自分たちがまた先輩として連携をとって一つのを仕上げていく講座となります。

中学生が参加でき、興味をそそるような事業も多数ご用意しておりますが、何かを一緒に作って発信しようという目的で計画している事業はございませんので、頂きましたご意見を参考に検討してまいります。

○高橋教育委員会委員：

公民館と図書館について、居場所づくりにとても積極的に取り組んで頂いていると感じました。

セミの羽化観察会が3度目を迎えたのはとても素晴らしいことで、こういう自然を守っていただける西東京市でありたいと思います。

それから、不登校の中学生と保護者の方に対する講座ですが、これは初めての取り組みですか。

○高田公民館長：

保護者の方や地域の大人の方を対象に不登校や引きこもりについて考える講座や取り組みは過去にもありましたが、実際に不登校の中学生が参加できる取り組みは、今回が初めてです。

○高橋教育委員会委員：

参加された中学生からも、他の不登校のお子さんの声を聞いてほっとしたというご意見があったり、参加者同士の交流がここから生まれたりというお話を聞き、とても素晴らしいと思いました。ぜひ継続して頂きたいです。

○市長：

次に、「時代の変化に対応した学習環境等の整備」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

時代の変化に対応した学習環境等の整備（学校施設の適正規模・適正配置）◎今後の検討に必要な情報と進め方について＜資料7＞

時代の変化に対応した学習環境等の整備（学校施設の適正規模・適正配置）（教育企画課）＜資料8＞

令和2年度 小中一貫教育はじまります（リーフレット）（教育指導課）＜資料9＞

○市長：

「時代の変化に対応した学習環境等の整備」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

<質疑なし>

○市長：

教育に関する重点施策は、本市が取り組むべき重要な課題であると認識しております。今後も引き続き、教育委員会と連携して課題解決に向けた取組を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議題2 西東京市子ども条例に基づく取組について

○市長：

それでは、議題2「西東京市子ども条例に基づく取組について」に入ります。事務局より報告をお願いいたします。

（事務局説明）

西東京市子ども条例に基づく取組について（報告）（子育て支援課）＜資料10＞

子ども条例関連スケジュール【2019年度（令和元年度）】（子育て支援課）＜資料11＞

○市長：

事務局より今年度の取組の報告がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○山田教育委員会委員：

メールやLINEを使った相談も視野に入れるとのことでしたが、進捗状況はいかがでしょう。

○岡田子育て支援部主幹：

相談の方法につきましては、現在電話と窓口という形で実施しております。それ以外の方法については、検討を始めているところでございます。

○山田教育委員会委員：

いつごろになりますか。

○岡田子育て支援部主幹：

子どもたちの期待に応えられるものになるよう検証が必要と思われまますので、少しお時間を頂いているところです。

○高橋教育委員会委員：

山田教育委員会委員から、メールによる相談についてのご質問がありましたが、私もそこが気になっています。今のお子さんは、電話することに慣れていないということが言われています。他の自治体ではメールでの相談を受けていらっしゃるし、最初はメールでちょっとしたやりとりをされて、それから面談に繋がっていくといった手法をとっていらっしゃる

す。そういった実際の事例を重ねられているところにご相談し、一刻も早くメールによる相談窓口を開設して頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田子育て支援部主幹：

ご指摘いただいたメールにつきましても、なるべく早く取り組めるように検討してまいります。

○市長：

4つの重点施策、そして子ども条例に基づく取組について説明がございましたが、教育長から何かご意見はございますでしょうか。

○教育長：

4つの重点施策について大変熱心なご意見、ご協議を頂きましてありがとうございます。重点施策はそれぞれが大変重要な項目ですが、何よりもこの関係機関の連携というのが、必要不可欠だということを、改めて感じたところです。

特に夏の取組みについては、ぜひこれからも子どもの居場所作りをさらに充実していかなければならないと思います。児童館の職員や学校の先生方が一緒に連携していくことが、子どもたちの居場所作りにつながると感じております。教育委員会としましては、場所の提供等、様々な形での参加も考えて参ります。

それから、子ども条例のご報告を頂きました。ぜひ今後は、教育委員の皆さんと一緒に「ほっとルーム」へ訪問させて頂き、より有効に活用できるようにしていきたいと思っております。

副読本については、これを学校でどう活用していくか検討するとともに、教職員への理解促進、保護者へのPRも必要と考えておりますので、教育委員会としましては、この条例の普及啓発、及びそれに伴う様々な取組みを充実させていきたいと思っております。

○市長：

他にご意見等ございますか。

○米森教育長職務代理者：

本日はありがとうございました。子どもへの施策展開について、情報共有できたと思います。今後は、例えば中学校での放課後カフェや、子ども食堂が盛んになっておりますので、現場で活動されている方のお話も少し聞けたら良いと思います。

議題3 その他

○市長：

最後に、議題3「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

本市の教育に関する重点施策について、教育委員会の皆様と十分に意見交換を重ねることができ、情報共有とともに方向性を確認することができました。引き続き、市長部局と教育委員会がそれぞれの役割のもと、しっかりと連携しながら、取組を進めていきたいと思いま

す。

以上をもちまして、令和元年度第2回 西東京市総合教育会議を閉会します。
ありがとうございました。

<閉会>